

税制・社会保障と労働

『日本労働研究雑誌』編集委員会

雇用の不安定化や人口の高齢化が進む中、労働政策や社会保障政策をどうするか、議論が盛んだ。同じくらい重要なのが、それらの支出を賄うお金をどのような方法で徴収するのかといった収入についての議論である。種々の要因を考慮すると労働所得からの徴収がその大きな割合を占めることになる。

労働者から取るときにいったいどのように取るか。この取り方は企業の労働者の雇い方、労働者の働き方の双方に大きな影響を与えると考えられてきた。たとえば累進課税は働くインセンティブをそぐとされ、1980年代からなるべく単一の税率で労働所得に課税しようとする税のフラット化が進んできた。また、配偶者控除や第3号被保険者といった制度は女性の社会進出を阻害するとも言われてきた。この特集ではこれらの可能性を実証的に検証した論文を集めた。同時に税や社会保険料負担については、どのような視点で問題を考えていけばいいのかが整理されていないことも多い。そんな論点について新しい分析視点を提供する論文も同時に集めた。

別所論文は労働課税が労働時間に与える影響についての議論を整理したうえで、この20年ほどの期間に日本の所得税制度がどのように変更されてきたかを概観している。そのうえで税制が労働時間に与える影響を分析することで、労働供給の賃金弾力性について論じている。通常の労働供給モデルは労働時間を増やすと所得が連続的に増えていくという前提でパラメータ推定を行う。しかし、複雑な税制を前提とすると労働時間を増やしても課税により課税後所得がそれほど増加しなかったり、所得が増えると課税後所得がむしろ減少するという複雑さが入り込んでしまう。このような状況での労働供給モデルの推定には技術的困難が伴うが、別所論文は比較的新しい推定手法である離散選択モデルから推定値をえた。『就業構造基本調査』に適用した推定値によれば、労働供給の賃金弾力性は所得効果と代替効果を合計し総合的な効果を求めた非補償

弾力性で、男性で0.079、女性で0.342である。紙幅の関係でその推定の詳細は別稿に譲られる形となっているが、この推定値は今後租税改革のシミュレーションなどに広く用いられていくことになる。

労働所得課税が労働意欲をそぐ可能性があるのなら、逆に所得控除をうまく設計することにより、労働所得に補助金を出すことで労働意欲を刺激しようとする政策が給付付き税額控除制度である。経済学者がおこなう理論的な考察の世界では、税率が負になるだけの話であるが、政策を実装するためには数々の問題が存在する。これらの問題を丁寧にクリアすることなくして、給付付き税額控除制度が机上の空論を超えることはないが、藤谷論文は経済学と法学の議論の溝を橋渡しするものである。論文の中で紹介されているように給付付き税額控除は、税が労働力参加をするかどうかの意思決定に大きな影響を与えるときに最適課税論の観点からも正当化されることが近年理論的に明らかになってきた。実は別所論文の推定値はこの値が大きいことをも示しており、給付付き税額控除の導入に対して新たな実証的根拠を与えるものとなっている。今後、給付付き税額控除の導入に向けて実務的な検討が行われる際には、藤谷論文で指摘されている法律上・行政上の問題をいかにクリアしていくかが課題となるだろう。

次の高橋論文では税制・社会保険料負担と女性の労働供給の関係が論じられている。配偶者控除・特別控除や第3号被保険者制度の存在により、日本の主婦が直面する予算制約は強い非線形性を持っている。この特殊な予算制約の形状をモデル化したうえで労働供給行動に与えている影響をハウスマン型の推定手法で推定している。また、これらの制度が予算制約の非線形性を緩めるように改革されたときに労働供給行動にどのような影響が出るかが予想されるかをシミュレーションで示した。これら税制・社会保険料の非線形性をなくすような改革は、女性の労働供給を増加させる

ものの、その数量的な効果は限定的であることをシミュレーションは示す。今後の制度改革の議論はこれらの推定値を真剣にとらえながら行われるべきである。同時に別所論文でも用いられた離散選択モデルでの推定をこの枠組みに適用するなど、研究者の側でも実務からの要請にこたえるべく、推定値の頑健性を検証していく努力が必要だろう。

第3号被保険者の制度は負担と給付の不均衡や働き方の中立性という観点から批判されることがある。それらの批判を制度成立の歴史的経緯や法の趣旨の観点から再検討したのが倉田論文である。まず社会保険制度では、抛却と給付の不均衡がいわば自明の前提となっている点から、負担と給付の不均衡は第3号被保険者の制度を批判する論拠とはならないと主張する。また、働き方の中立性を重視するあまり、現行制度を縮小することは、現在の就労環境や社会情勢を考えると、法の趣旨を損なうことになりかねないと指摘する。社会保険制度において被保険者の属性間で所得移転が起こるのは自明ではあるが、それが正当化されるか否かはその所得移転の方向が制度の趣旨に合致しているかどうかという点にあるように思われる。今後の実証分析が待たれる点であろう。

いわゆる103万・130万円の壁の問題は実際の労務管理の現場でどのように認識されているのだろうか。その点を明らかにするために使用者2名、労働組合2名の参加を得て平野が司会進行した座談会が開かれた。この座談会においてはこれらの制約のもと時給を上昇させると労働時間を短くせざるを得ないため、昇給によるスキル蓄積へのインセンティブづけが難しくなっている現実などが報告されている。制度改革への要望が現場でもたれているものの、その改革がどのような結果を全体としてもたらすかについては予想が難しいとの意識が共有されており、この特集の他の部分でなされている市場全体の分析の有用性が示唆されている。

別所・高橋論文の議論は労働者が複雑な租税や社会保障料の制度を熟知したうえで就業行動を決めることを想定したものであった。しかしながら、租税制度や

税還付の制度はしばしば複雑な仕組みとなっており、各労働者が直面している限界税率をはじめとした予算制約の形状を正確に知らないという可能性がある。大竹・森論文では税制度の認識が労働供給をはじめとする家計行動にどのような影響を与えるかについて行動経済学の観点より徐々に蓄積されつつある知見をサーベイしているが、通常の家計が税制度を正確に認知せずに行動している可能性は無視できないようである。これを踏まえて税制度が的確に認知されるかどうかとも制度設計に当たって重要な要因であると指摘している。税制・社会保険料制度を単純にすることの重要性はしばしば指摘されるが、この議論はその理論的な根拠を提供しているように思われる。

労働者への賃金支払いが課税対象となったり社会保障料算出の基準となる一方で、退職金や年金の支払いへの課税が軽微であるという非対称性があると、基本給ではなく退職金・企業年金で労働対価の支払いをすることが企業・労働者双方にとってメリットとなる場合がある。宮澤論文は退職金や企業年金に対する課税制度が歴史的にどのように変化してきたのかを記述したうえで、その制度が労働者への支払い形態にどのような影響を与えてきたかを概観している。またそれらの制度が長期雇用慣行とどのような関係を持つかについての分析も行われている。公的年金や税制の改革を議論する際には退職金や企業年金への課税制度との整合性を視野に入れることが必要との指摘は新鮮である。また日本における長期雇用慣行が徐々に薄れつつある中、望ましい退職金や企業年金への課税制度も変化することが予想される。宮澤論文はそのための重要な視点を提供している。

税制や社会保障といった分野においても基礎的な学術研究と政策分析の間にはまだ距離があるが、この特集に寄せられた論文はそれぞれの分野でその距離を埋める努力が続けられていることを示しているといえよう。

責任編集 川口大司・平野光俊・水町勇一郎
(解題執筆 川口大司)